

仙台空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答(平成26年10月22日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年10月22日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A'001	募集要項(平成26年9月12日修正)	CIQ施設について	8	3項	(2)	④脚注1	「本公募の公表日時点では、貨物施設にCIQ施設は存しない。」とありますが、将来的に貨物施設にCIQ施設を新設される予定はありますでしょうか。現状、旅客ビル施設内のCIQ施設について、国が旅客ビル施設内の一面を区分所有する形で所有されている理解ですが、貨物施設にCIQ施設を新設される場合にも同様の所有形態を想定されておりますでしょうか。	現時点では想定していませんが、CIQ施設を新設する場合には、所有形態を含め、運営権者と協議します。
A'002	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	使用許可	11	第13条			実施契約書(案)第13条第2項の明確化のために必要な修正(回答A229参照)が今回示されておませんが、今後開示されるという理解で宜しいでしょうか。	別途追加開示資料として開示する実施契約書(案)第13条第2項で修正しております。
A'003	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	運営権対価の支払い	15	第22条			消費税等に係る特段の記載がございませんが、運営権の設定対価には消費税はかからないという認識でよろしいでしょうか。様式集及び記載要領【様式10-1】につきましても、消費税を想定した項目や記載はございませんので不要と考えておりますが、いかがでしょうか。税務当局への確認もお済みかという理解でよろしいでしょうか。	消費税等の金額を含まない運営権対価の金額を提案してください。【様式10-1】及び【様式15】については、明確化のために必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。なお、国は運営権対価に消費税等を加算した金額を運営権者に対して請求いたします。
A'004	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	秘密保持義務について	46	第20章	第90条	第2項(2)号	アドバイザーとして弁護士、公認会計士、税理士などの専門的な資格のない専門家(例えば環境アドバイザーなど)を選任する場合、当該アドバイザーに対する情報の開示は、「専門家」に対する情報の開示として許容される理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の例外対象となる「専門家」は、法律上の守秘義務を負っている専門家に限ります。その他の者については第90条第1項に基づく国の事前の承諾が必要となり、ご質問の環境アドバイザーなどもこれに該当します。
A'005	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	秘密保持義務について	46	第20章	第90条	第2項(2)号	運営権者から業務委託を受けた受託者も「請負人」に該当するという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で宜しい場合、明確化のため、「請負人」のほか、「受託者」も追加して頂けますでしょうか。	守秘義務の例外対象となる者は、従業員又は専門家及びこれらと同視できるような立場にある者を想定しており、ここにいう「請負人」もこれに含まれますので、いわゆる業務受託者等を広く含む趣旨ではありません。なお、「代理人」とあるところも同様の趣旨です。上記の観点から、明確化のため、実施契約書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'006	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	秘密保持義務について	59	別紙3	第4項		アドバイザーとして弁護士、公認会計士、税理士などの専門的な資格のない専門家(例えば環境アドバイザーなど)を選任する場合、当該アドバイザーに対する情報の開示は、「専門家」に対する情報の開示として許容される理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の例外対象となる「専門家」は、法律上の守秘義務を負っている専門家に限ります。その他の者については国の同意が必要となり、ご質問の環境アドバイザーなどもこれに該当します。
A'007	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	秘密保持義務について	59	別紙3	第4項		「運営権者から業務委託を受けた受託者も「請負人」に該当するという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で宜しい場合、明確化のため、「請負人」のほか、「受託者」も追加して頂けますでしょうか。	守秘義務の例外対象となる者は、従業員又は専門家及びこれらと同視できるような立場にある者を想定しており、ここにいう「請負人」もこれに含まれますので、いわゆる業務受託者等を広く含む趣旨ではありません。なお、「代理人」とあるところも同様の趣旨です。上記の観点から、明確化のため、実施契約書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'008	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	70	別紙7-1/7-2	第16条	第2項(2)号	アドバイザーとして弁護士、公認会計士、税理士などの専門的な資格のない専門家(例えば環境アドバイザーなど)を選任する場合、当該アドバイザーに対する情報の開示は、「専門家」に対する情報の開示として許容される理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の例外対象となる「専門家」は、法律上の守秘義務を負っている専門家に限ります。その他の者については第16条第1項に基づく国の事前の書面による承諾が必要となり、ご質問の環境アドバイザーなどもこれに該当します。

仙台空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答(平成26年10月22日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年10月22日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A'009	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	70	別紙7-1/7-2	第16条	第2項(2)号	運営権者から業務委託を受けた受託者も「請負人」に該当するという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で宜しい場合、明確化のため、「請負人」のほか、「受託者」も追加して頂けますでしょうか。	守秘義務の例外対象となる者は、従業員又は専門家及びこれらと同視できるような立場にある者を想定しており、ここにいう「請負人」もこれに含まれますので、いわゆる業務受託者等を広く含む趣旨ではありません。なお、「代理人」とあるところも同様の趣旨です。上記の観点から、明確化のため、実施契約書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'010	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	83	別紙8-2	第15条	第2項(2)号	アドバイザーとして弁護士、公認会計士、税理士などの専門的な資格のない専門家(例えば環境アドバイザーなど)を選任する場合、当該アドバイザーに対する情報の開示は、「専門家」に対する情報の開示として許容される理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の例外対象となる「専門家」は、法律上の守秘義務を負っている専門家に限ります。その他の者については第15条第1項に基づく国の事前の書面による承諾が必要となり、ご質問の環境アドバイザーなどもこれに該当します。
A'011	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	83	別紙8-2	第15条	第2項(2)号	運営権者から業務委託を受けた受託者も「請負人」に該当するという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で宜しい場合、明確化のため、「請負人」のほか、「受託者」も追加して頂けますでしょうか。	守秘義務の例外対象となる者は、従業員又は専門家及びこれらと同視できるような立場にある者を想定しており、ここにいう「請負人」もこれに含まれますので、いわゆる業務受託者等を広く含む趣旨ではありません。なお、「代理人」とあるところも同様の趣旨です。上記の観点から、明確化のため、実施契約書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'012	実施契約書(案)(平成26年9月12日修正)	モニタリングの方法の策定期間	96	別紙13	2		モニタリングの方法の策定期間について、実施契約書(案)第52条第5項と合わせるために別紙13を修正されたものと理解しておりますが(回答A320)、修正後も、第52条第5項では「ビル施設等事業開始予定日」、別紙13では「ビル施設等事業開始日」となっており、依然として完全に一致していないように思われます。もし敢えて異なる用語を用いているのであれば、ご趣旨をご教示下さい。もし理由がなければ、第52条第5項に揃えて頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'013	基本協定書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	8		第10条		アドバイザーとして弁護士、公認会計士、税理士などの専門的な資格のない専門家(例えば環境アドバイザーなど)を選任する場合、当該アドバイザーに対する情報の開示は、「専門家」に対する情報の開示として許容される理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の例外対象となる「専門家」は、法律上の守秘義務を負っている専門家に限ります。その他の者については国の同意が必要となり、ご質問の環境アドバイザーなどもこれに該当します。
A'014	基本協定書(案)(平成26年9月12日修正)	守秘義務について	8		第10条		運営権者から業務委託を受けた受託者も「請負人」に該当するという理解でよろしいでしょうか。かかる理解で宜しい場合、明確化のため、「請負人」のほか、「受託者」も追加して頂けますでしょうか。	守秘義務の例外対象となる者は、従業員又は専門家及びこれらと同視できるような立場にある者を想定しており、ここにいう「請負人」もこれに含まれますので、いわゆる業務受託者等を広く含む趣旨ではありません。なお、「代理人」とあるところも同様の趣旨です。上記の観点から、明確化のため、基本協定書(案)の該当箇所については修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A'015	様式集及び記載要領	応募企業・コンソーシアム構成員の業務実績について	7,58				7頁脚注では「①～③の項目ごとに2頁(添付資料は含まない。)とする。」とあり、58頁枠内では「※①から③の項目ごとに1枚(最大5件)を上限とする。」と記載されている。どちらが正しいのかご教示いただきたい。	①から③の項目ごとに2頁(最大5件)を上限とします。 【様式10-G-3】については、ご指摘を踏まえ、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。